

神奈川県グリーン購入基本方針

平成13年	1月16日	制定
平成13年	12月18日	改正
平成15年	2月12日	改正
平成17年	1月20日	改正
平成18年	9月1日	改正
平成19年	9月27日	改正
平成21年	3月31日	改正
平成22年	4月1日	改正
平成23年	6月1日	改正
平成25年	4月1日	改正
平成26年	3月31日	改正
平成27年	6月1日	改正
平成28年	4月1日	改正
令和元年	10月9日	改正
令和5年	6月1日	改正

I 基本的な考え方

グリーン購入とは、物品やサービスを購入する際にその必要性を考えるとともに、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することであり、グリーン購入の推進は、環境保全型の市場を拡大し、物やサービスを供給する企業に環境負荷の少ない物品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことになるため、循環型社会づくりにおいて極めて重要な鍵を握っている。

県の事業者・消費者としての経済活動は大きく、環境に与える影響も大きいことから、県が物品やサービスを購入する際には、①購入する物品・サービスそのものの環境配慮（グリーン調達）、②購入に伴って生じる環境影響への配慮（グリーン配送等）、③企業の環境配慮（グリーン入札）の3つを考慮して優先し、県の活動が環境に与える負荷の低減に率先して努めるとともに、企業の取組の向上を図り、県民・事業者と一体となった循環型社会づくりを進める。

このため、神奈川県が物品やサービスを購入する際には、次に掲げる3つの基本的な方向性に配慮し、「グリーン購入の原則」にのっとり実施する。

- 1 環境に配慮した物品やサービスを購入する（グリーン調達）
- 2 購入に伴う活動の環境影響に配慮する（グリーン配送等）
- 3 環境に配慮している企業から物品やサービスを購入する（グリーン入札）

1 グリーン購入の原則

物品やサービスの購入にあたっては、製品のライフサイクルのある段階での負荷が相対的に小さくても、他の段階で負荷が大きく、全体としては環境や社会、将来世代への負荷が大きくなってしまわないよう、資源採取、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄の製品ライフサイクル全体を視野に入れ、次の事項を考慮する。

- ① 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用及び排出が削減されていること。
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③ 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。
- ④ 長期間の使用ができること。
- ⑤ 再使用が可能であること。
- ⑥ リサイクルが可能であること。
- ⑦ 再生材料や再使用部品を用いていること。
- ⑧ 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。
- ⑨ 社会面に配慮していること。

(グリーン購入ネットワーク基本原則より)

II 適用対象

1 対象となる物品・サービスの範囲

需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費の中から購入・賃貸借する物品・サービスのうちグリーン購入が可能なもの。

2 適用範囲

神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）第2条第1項第1号及び第3号に規定する組織、企業庁、議会局、教育委員会（附属機関を除く。）、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局、警察本部及び警察署

III 具体的な運用に際しての考え方

1 価格及び品質について

物品やサービスの購入にあたっては、価格が同類の物品・サービスに比べあまり高くないことや、品質や安全性について各種の基準等に適合していることを考慮しつつ、基本的に、県が購入する物品やサービスのすべてに「グリーン購入の原則」を適用する。

ただし、グリーン購入に対応できないと考えられる物品やサービスについては、除外する。

なお、県で合意された個別方針類で別途グリーン購入に関する事項が定められている場合はその方針を優先して適用する。

2 環境に配慮した物品について

物品の購入に際しては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「国の方針」という。）に基づき購入する。具体的な物品情報は次に掲げる環境ラベルやカタログ等を参考とする。

なお、「国の方針」に記載のない物品についても、必要に応じて環境への配慮の内容をグリーン購入の原則に沿って判断する。

環境ラベル	エコマーク、グリーンマーク、牛乳パック再利用マーク、国際エネルギースターロゴ、省エネラベリング制度 等
カタログ等	グリーンステーション（（財）日本環境協会監修）、エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワーク）、省エネ性能カタログ（経済産業省資源エネルギー庁）、低排出ガス認定自動車一覧（国土交通省）

3 環境に配慮したサービスについて

サービスの購入にあたっては、「国の方針」に基づき購入することとするが、「サービスを購入する際のグリーン調達の基準について」で定めるサービスについては、当該基準により購入する。

なお、「国の方針」に記載のないサービスについても、必要に応じて環境への配慮の内容をグリーン購入の原則に沿って判断する。

4 購入に伴って生じる環境影響への配慮について

購入に伴って生じる環境影響への配慮のうち配送については、「神奈川県庁内グリーン配送実施指針」に基づき実施する。

5 企業の環境配慮について

入札参加者の資格の認定の際、「ISO14001」や環境省の策定したエコアクション21ガイドラインに基づく「エコアクション21」の認証登録の状況を考慮することで、企業の環境配慮の取組の向上を促進する。

IV 個別方針

個別の物品・サービスの購入にあたっては、以下の方針類による。

方針類	作成年月日	所管室課等
神奈川県洗剤対策推進方針	S59. 10. 18	環境課
コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領	S63. 3. 31	技術管理課
神奈川県環境配慮型公共施設設計指針	H 6. 3	営繕計画課
県有施設の緑地率確保に関する実施要綱	H 7. 4. 1	自然環境保全課
かながわ木づかい運動推進要綱	H 7. 4. 1	森林再生課
神奈川県公用車グリーン調達基本方針	H 13. 12. 7	脱炭素戦略本部室
神奈川県庁内グリーン配送実施指針	H 18. 3. 31	環境課
神奈川県電力のグリーン購入要綱	H 19. 9. 27	脱炭素戦略本部室
かながわりサイクル製品認定制度実施要綱	H 22. 4. 1	資源循環推進課

V グリーン購入基準の作成

各局における物品やサービスの購入にあたってのグリーン購入基準は本方針並びに個別方針に基づき、各局で作成する。